

議案第68号

七戸町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
について

七戸町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり定める。

令和8年9月4日 提出

七戸町長 田 嶋 邦 貴

(提案理由)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）の公布に伴い、同令の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものである。

七戸町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

七戸町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成１７年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年１０月１日から施行する。